

令和6年3月

山武市

第4次
障がい者計画

第7期
障がい福祉計画

第3期
障がい児福祉計画

【概要版】

1

計画の位置づけ

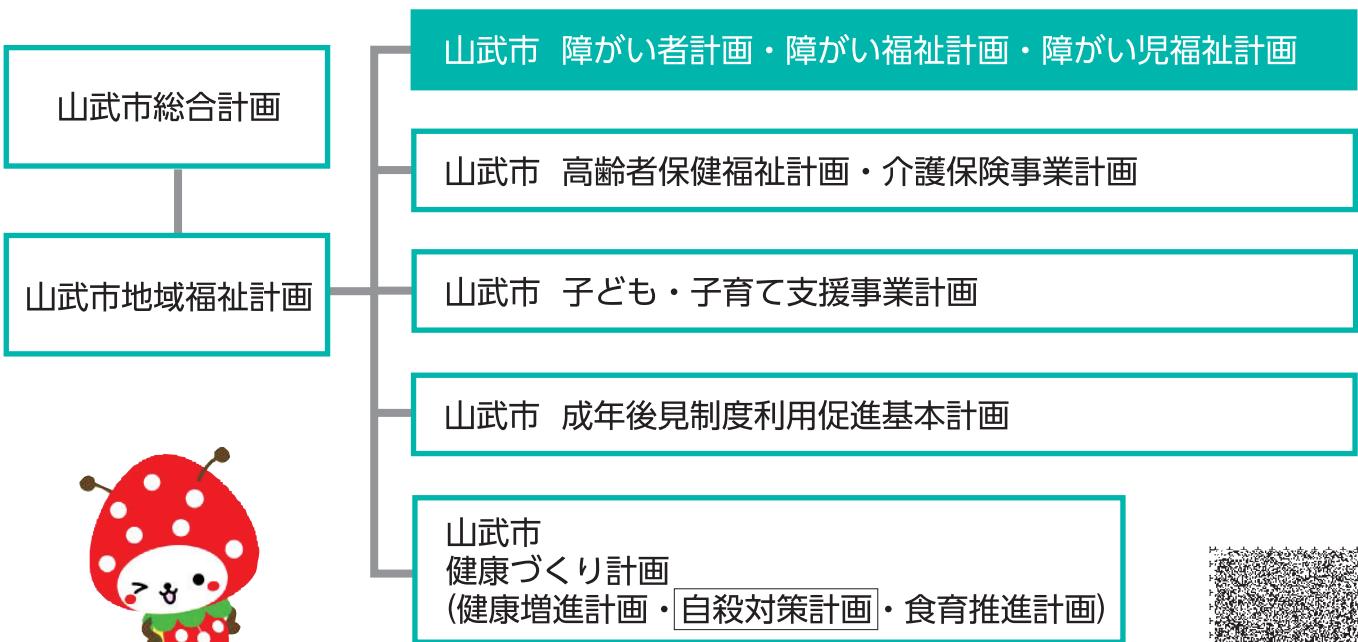
障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく障がい者施策の総合的な計画であり、障がい者の暮らしを取り巻く広範な施策分野を含みます。

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、地域生活と就労など自立支援を目指した、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに係る事項を示すものであり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(基本指針)に即して策定します。

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき障がい児に関するサービス利用の見込み等を参考に、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かに対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめるものであり、障がい福祉計画と同様に、国的基本指針に即して策定します。

計画の策定にあたっては、山武市総合計画における位置づけを基本に、地域福祉計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画や子ども・子育て支援事業計画、健康づくり計画、成年後見制度利用促進基本計画などの関連計画と連携・調整を図りながら策定します。

また、国の障害者基本計画をはじめ県計画等との整合性を保ちながら策定し、推進します。





2

計画期間

障がい者計画は中期的な施策展開の方向性を示すものであり、第4次計画は令和6年度から令和14年度までの9年間を計画期間とします。

一方、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は、施策の目標値やサービスの見込み量を設定する計画であることから、令和8年度末までの目標値を設定した上で、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間として具体的な見込み量等を設定します。

【計画期間】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
障がい者計画					第4次				
障がい福祉計画		第7期			第8期(予定)			第9期(予定)	
障がい児福祉計画		第3期			第4期(予定)			第5期(予定)	



3

基本理念

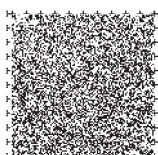
本計画の基本理念は、山武市総合計画の障がい者施策の方向を踏まえ、「障がいの特性・環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できる」を引き継ぎます。

誰もが住み慣れた地域で、安心安全に暮らし続けることができるよう、障がい者の権利を守り、差別を解消することが重要です。

障がい者一人ひとりの発達を支え、社会参加と自立を支援するための施策及び事業を総合的に推進します。

基本理念

**障がいの特性・環境に応じて、
地域で安心して自立し、社会参加できる**



障がいの特性・環境に応じて、地域で安心して自立し、社会参加できる

計画の方向性

行政・市民・団体等が共に地域で支え合う共生社会の推進

一人ひとりの人生設計を大切にした育ちや学び、発達の支援

障がいのある人の権利を守り安心安全でやさしいまちの実現

基本目標

基本目標 1

ライフステージに応じた自立を支援するサービスの充実

一人ひとりが健康で自立した生活を送るために必要なサービスを提供する

基本目標 2

安心して住み慣れた地域で暮らすための支えの基盤づくり

一人ひとりの権利を守り地域で安心して暮らし続けられる生活基盤を提供する

基本目標 3

地域で活躍しつながりを持つための仕組みづくり

合理的な配慮のもと生涯にわたる学びや働きの場を確保する

取組み SDGsとの関連性



(1) 障がい者へのサービス支援の推進

- ①自立支援給付サービスと地域生活支援事業の実施
- ②障がい者を支える各種サービスの実施
- ③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(2) 障がい児へのサービス支援の推進

- ①障害児通所支援サービス等の充実
- ②育ちを継続的に支援する取組みの充実と療育支援の体制づくり

(3) 健康支援の推進

- ①障がいの予防と早期発見
- ②心身の健康づくりの推進

(1) 暮らしを支える取組みの充実

- ①相談支援・情報提供の充実
- ②権利擁護の推進と虐待の防止
- ③差別解消のための取組みの推進とネットワークの強化

(2) 快適な居住環境づくりの推進

- ①人にやさしいまちづくりの推進
- ②快適な居住環境の向上
- ③外出・移動の支援
- ④情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の充実

(3) 安心安全を支える基盤づくり

- ①障がい者に配慮した防災対策の推進
- ②安全活動の推進
- ③災害時の医療的ケア児への支援

(1) 教育の充実

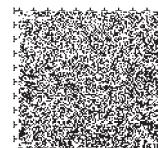
- ①一人ひとりの可能性を伸ばす教育の推進

(2) 雇用・就労の支援

- ①障がい者雇用の促進
- ②就労につなげる取組み

(3) 交流と社会参加の促進

- ①障がいについての啓発と交流活動の促進
- ②相互に支え合う活動の促進
- ③社会活動への参加支援





5

障がい福祉計画・障がい児福祉計画 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

山武市の施設利用者の状況を勘案して、令和5年3月時点の福祉施設の入所者70人のうち7.1%にあたる5人が、グループホームなど地域生活へ移行することを見込みます。また、入所者数を2名削減することを見込み、地域生活を継続できるように、成年後見制度など権利擁護事業の推進、日中活動の場の確保などに取り組みます。

項目	目標等	考え方
令和4年度末時点の入居者数(A)	70人	令和5年3月31日の施設入所者数
(A)のうち、令和8年度までの地域生活移行者(B)	5人	施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数
【目標値】地域生活移行率	7.1%	(B)/(A) ※目標6%以上
令和8年度末時点の入所者数(C)	66人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】入所者数削減率	5.7%	(A-C)/(A) ※目標5%以上

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

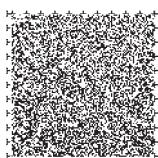
県、市町、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアソポーター等で構成する「山武圏域精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を、平成30年より設置し、2か月ごとに会議を開催しており、今後も円滑なシステム構築のため、県と山武圏域3市3町で連携を図っていきます。

項目	目標等	考え方
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量	8人	千葉県が算出

(3) 地域生活支援の充実

山武圏域の各市町との協議を踏まえ、令和6年度に地域生活支援拠点等を整備し、当拠点等を適切に運用しつつ、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	令和6年度に整備	令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む。)
地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築
地域生活支援拠点等による支援の実績を踏まえ運用状況の検証・検討	年1回以上実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本
強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	整備	令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行者数について、令和8年度に10人への増加(令和3年度の1.67倍)を目指すなど、次の目標を設定します。

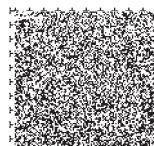
目標の達成に向けては、山武圏域自立支援協議会の就労部会などで協議しながら、福祉施設や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携を深めて取り組んでいきます。

項目	令和3年度実績	令和8年度目標	考え方
一般就労移行者数	6人	10人 (1.67倍)	福祉施設を退所し、一般就労した者の数 ※1.28倍以上
就労移行支援事業	5人	7人 (1.40倍)	就労移行支援事業所から一般就労した 人の数 ※1.31倍以上
就労継続支援A型事業	1人	2人 (2.00倍)	就労継続支援A型事業所から一般就労した 人の数 ※1.29倍以上
就労継続支援B型事業	0人	1人 (一)	就労継続支援B型事業所から一般就労した 人の数 ※1.28倍以上
就労移行支援事業所の 就労移行率	—	全事業所の 5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援 事業利用終了者に占める一般就労へ移行 した者の割合が5割以上の事業所を全体 の5割以上とすることを基本
就労定着支援事業利用者数	13人	19人 (1.46倍)	就労定着支援事業を利用した者の数 ※1.41倍以上
就労定着支援事業所の 就労定着率	—	全事業所の 2割5分以上	令和8年度において就労定着支援事業所 のうち就労定着率が7割以上の事業所の 割合を2割5分以上とすることが基本

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターは、県や事業所と情報交換を行い、山武圏域での共同設置を目指すとともに、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築します。

項目	現状	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	0か所	1か所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを 各市町村に少なくとも1か所以上設置すること を基本(圏域での確保であっても差し支えない)
障がい児の地域社会への参加・ 包容(インクルージョン) の推進体制の構築	未構築	構築	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援 センターや地域の障害児通所支援事業所等が 保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末 までに、全ての市町村において、障がい児の地域 社会への参加・包容(インクルージョン)を推進 する体制を構築することを基本
主に重症心身障がい児を支援 する児童発達支援事業所の 設置数	1か所	1か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所を各市町村に少なくとも1か所 以上確保することを基本(圏域での確保であって も差し支えない)
主に重症心身障がい児を支援 する放課後等デイサービス 事業所の設置数	1か所	1か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を 支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ サービス事業所を各市町村に少なくとも1か所 以上確保することを基本(圏域での確保であって も差し支えない)
医療的ケア児支援のための 協議の場の設置	設置	設置	令和8年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を図るための協議の 場を設ける(圏域での確保であっても差し支えない)
医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	配置	配置	医療的ケア児等に関するコーディネーターを 配置することを基本(圏域での確保であっても 差し支えない)



(6)相談支援体制の充実・強化等

令和4年4月に山武圏域の3市3町で共同設置した基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制の充実・強化等を図ります。

項目	現状	目標	考え方
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び基幹相談支援センターの設置	設置	設置 (充実・強化)	令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む。)
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	未実施	体制の確保	協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、これらの取組みを行うために必要な協議会の体制を確保することを基本

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

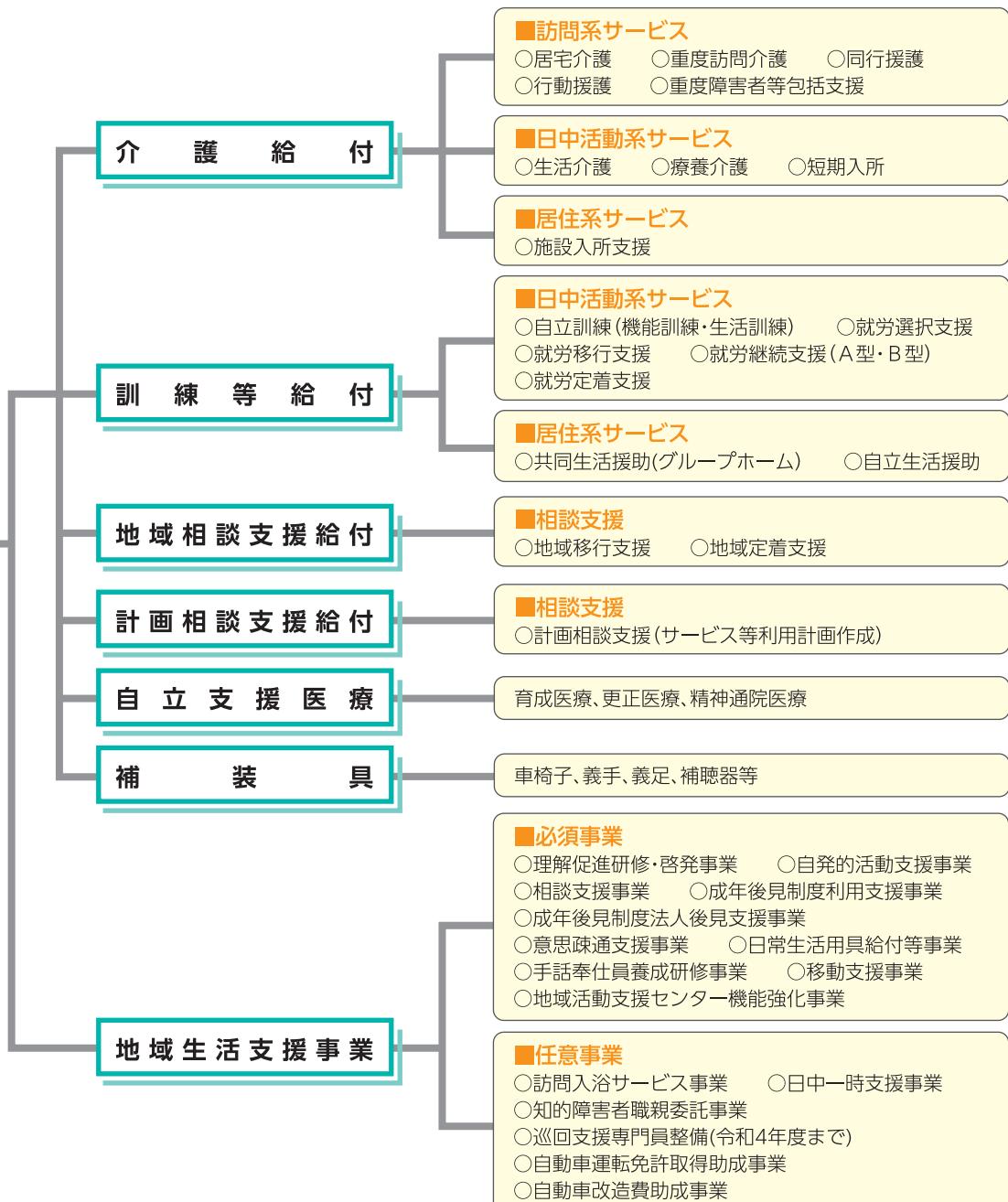
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みとして、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会や関係団体等が開催する研修会への市職員の参加を促進します。また、適正な事業所運営の指導と情報共有に努めます。

項目	目標	考え方
サービスの質向上のための体制の構築	構築	令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本

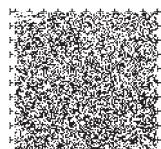
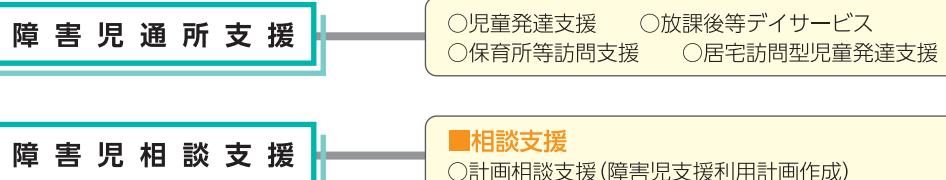


障害福祉サービス・障害児福祉サービスの体系

障害者総合支援法

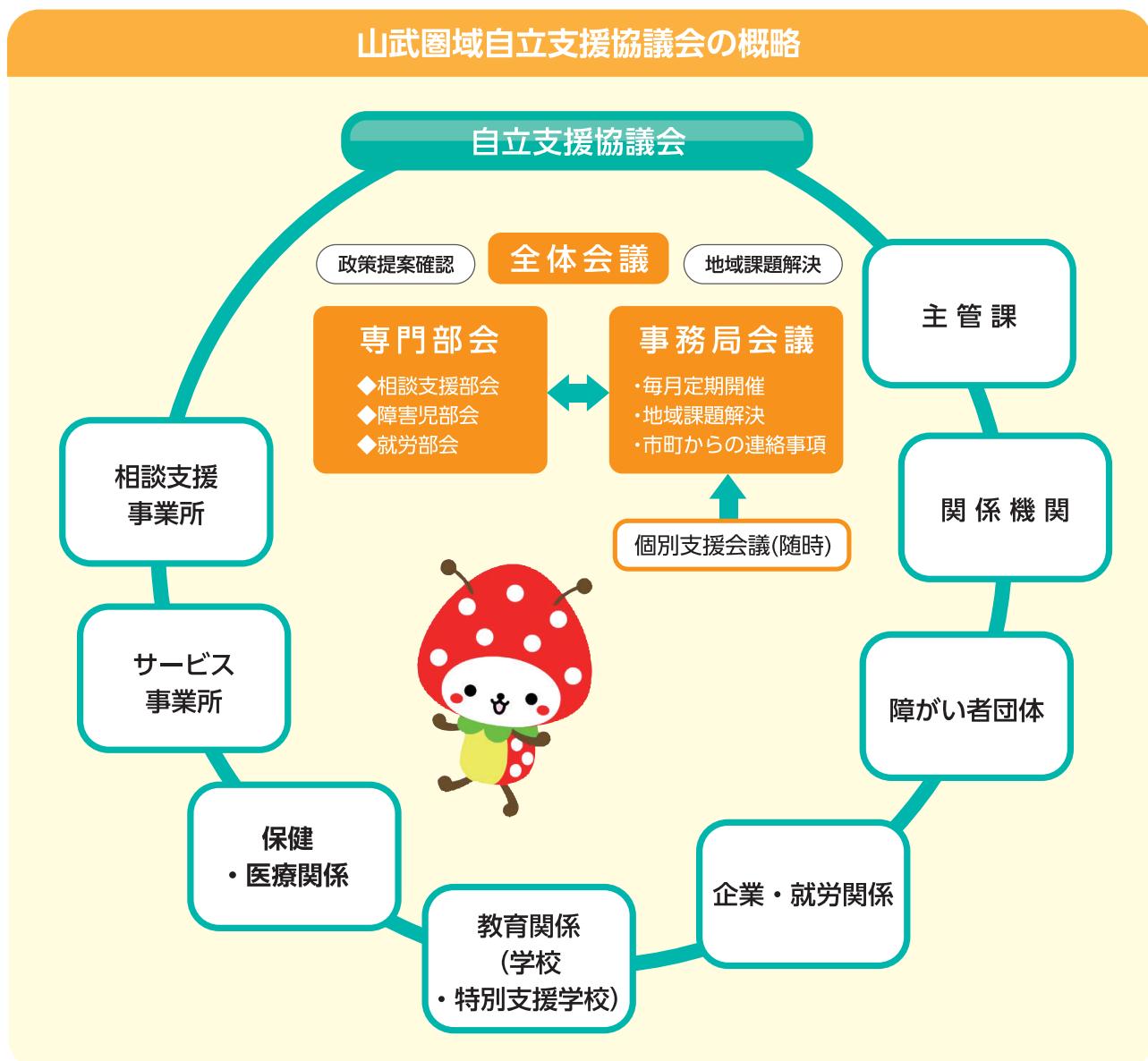


児童福祉法



本計画を推進するためには、社会福祉課が中心となって関係各課と隨時連携を図りながら、各施策の進捗状況を定期的に把握します。

また、山武圏域の3市3町で、障害福祉サービスに関わる支援ネットワークとして設置した「山武圏域自立支援協議会」において、障がい福祉に係る相談支援、就労支援、障がい児支援、地域生活支援等の方策について協議し、幅広い情報交換を行うとともに、計画推進についての助言を受けることにより、効果的な推進を図ります。



第4次障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

【概要版】

令和6年3月 山武市

